

陸前高田市保健医療福祉未来図会議実施要領

第1（会議の趣旨）

住民の生活にかかわる関係者が集まり、震災からの復興に向けた地域全体にとって望ましい体制づくりができるよう、保健医療福祉分野の視点から中・長期的な展望を議論する。会議の名称を「陸前高田市保健医療福祉未来図会議（以下「未来図会議」という）とする。

第2（実施主体）

実施主体は、陸前高田市とする。

ただし、未来図会議の企画・運営等については、陸前高田市地域包括ケアアドバイザー（以下「アドバイザー」という）と協働して行うものとする。

第3（実施内容）

次の各号に掲げる内容について、保健医療福祉分野からの視点により、関係機関で実施できることを検討する。

- （1）陸前高田市保健医療福祉の中・長期展望（未来図）に関する事。
- （2）地域コミュニティづくりの推進に関する事。
- （3）保健・医療・福祉その他諸制度及びサービスの活用に関する事。
- （4）在宅療養に関する事。
- （5）その他、住民生活に支援が必要と認められる事。

2 検討にあつたては、高齢者、小児、メンタルヘルス等のテーマに分けて、分科会を設けることができる。

第4（参加者）

陸前高田市の保健医療福祉の未来図について関心のある者。（陸前高田市役所各課、市内外の医療機関、保健所、市内で活動する健康づくりに関する団体、大学、一般市民等）

- 2 参加希望者は「公衆衛生ねっと」から事前に申し込むことができる。
- 3 参加者は、会議の参加時に出席者名簿に参加の旨を記入すること。

第5（記録の作成および公開）

未来図会議の議事録は、陸前高田市役所職員が作成する。

- 2 前項の議事録および未来図会議内で共有された資料は、「公衆衛生ねっと」で公開することができる。

第6（メーリングリスト）

参加者間の情報共有のために、未来図会議メーリングリストを作成することができる。

- 2 参加者は、前項のメーリングリストに登録することにより、事前の出席報告および会議で活用したい資料等を、アドバイザーと意見調整することができる。

第7（留意事項）

アドバイザーと関係各所（陸前高田市役所関係課、保健所等）は、未来図会議前にミーティングを行うものとする。

第8（要領の改定）

この要領は、震災復興の進捗状況に合わせて改定するものとする。

附則

この要領は、平成25年5月1日より施行する。